

大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第5条中「291日」を「291日（市域を対象として気象業務法（昭和27年法律第165号）第2条第7項に規定する警報（暴風に関するものに限る。）若しくは同法第13条の2第5項に規定する特別警報が行われる等の自然災害が発生するおそれがある場合又は学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症により小学校が臨時休業となった場合その他の児童の安全を守るため開所することが適当でないと市長が認める事情が発生した場合には、当該事情の発生により開所できなかった日の日数を減じた日数）」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

放課後児童健全育成事業所の開所日数の規定を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

（参 照）

（太字は改正）

大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

（開所日数）

第5条 放課後児童健全育成事業を行う者は、放課後児童健全育成事業所（設備運営基準第5条第5項に規定する放課後児童健全育成事業所をいう。）を開所する日数について、1年につき291日（市域を対象として気象業務法（昭和27年法律第165号）第2条第7項に規定する警報（暴風に関するものに限る。）若しくは同法第13条の2第5項に規定する特別警報が行われる等の自然災害が発生するおそれがある場合又は学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症により小学校が臨時休業となった場合その他の児童の安全を守るため開所することが適当でないと市長が認める事情が発生した場合には、当該事情の発生により開所できなかった日の日数を減じた日数）以上の範囲内で、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。